

○厚生労働省、財務省、農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省、防衛省、告示第一号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十一条第一項の規定に基づき、水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を次のとおり定めたので、同項の規定に基づき公表し、同項の規定の施行の日から適用する。

平成二十七年十二月七日

総務大臣 山本 早苗

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 馳 浩

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 森山 裕

経済産業大臣 林 幹雄

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣臨時代理

国務大臣 石井 啓一

防衛大臣 中谷 元

水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針

本指針は、水銀等貯蔵者がその貯蔵に係る水銀等（水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二十一条第一項に規定する水銀等をいう。以下同じ。）による環境の汚染を防止するためにとるべき措置を定めるものである。

- 1 水銀等の容器又は包装は、水銀等が飛散し、又は流出するおそれのないものとする。
- 2 水銀等の容器又は包装に、水銀等の名称（水銀等の混合物（しん辰砂を除く。）にあつては、水銀等の名称及び含有量）を表示すること。
- 3 水銀等を貯蔵する場所に、水銀等の名称を表示すること。
- 4 水銀等を貯蔵する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。
- 5 水銀等を貯蔵する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅

固な柵を設けること。

6 水銀等の貯蔵を他の者に委託するときは、その相手方に対し、その貯蔵を委託するものが水銀等である旨の情報を提供すること。